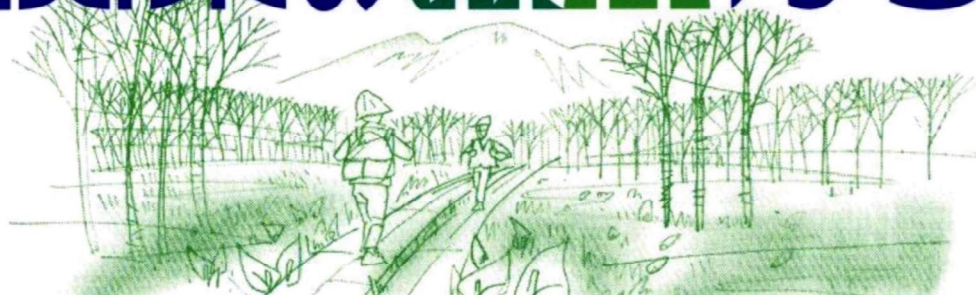


令和7年8月1日

第254号

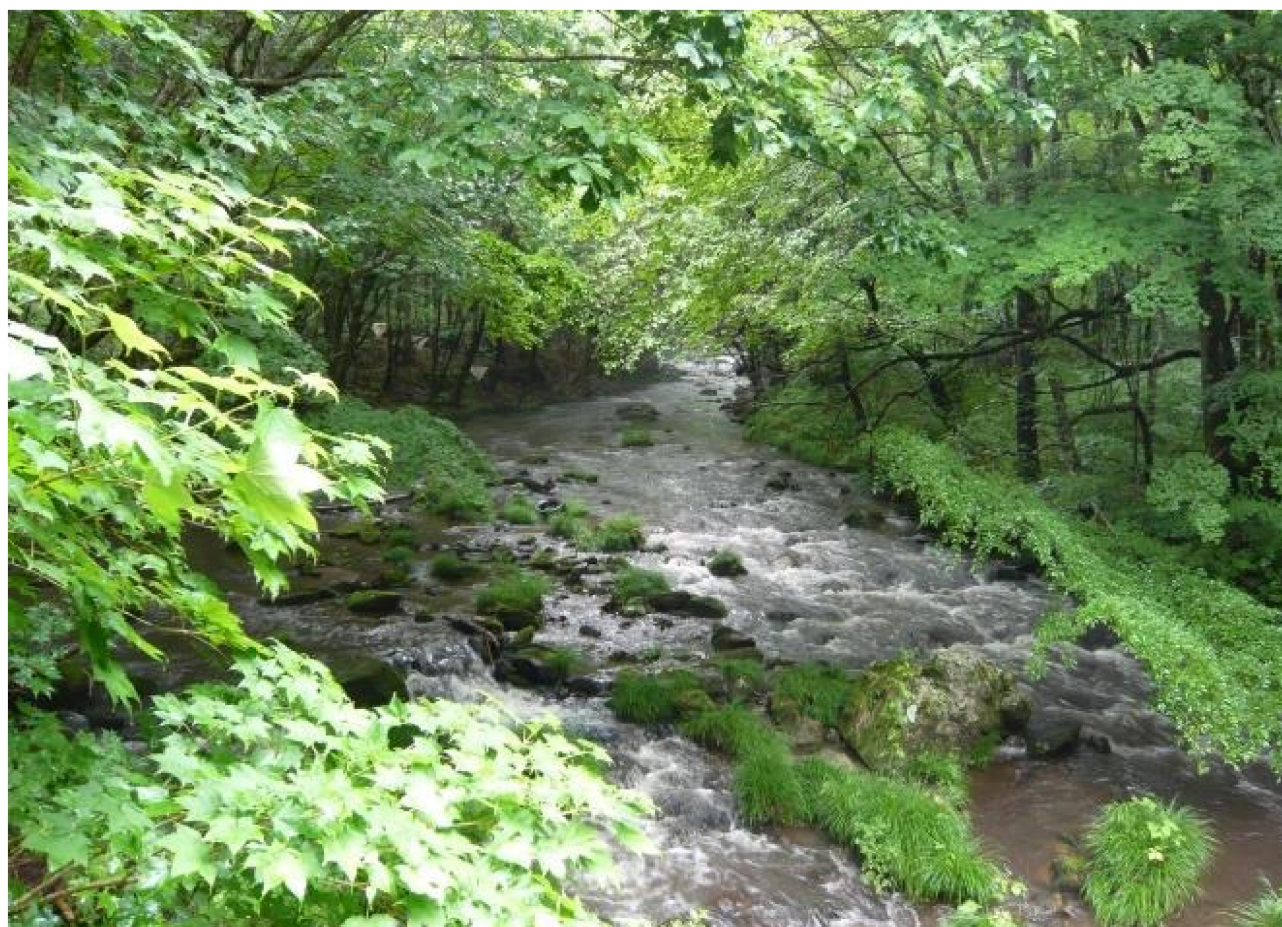
関東の森林から



国民の森林・国有林

関東森林管理局

前橋市岩神町4-16-25
TEL.027-210-1158
<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>



【写真】「大北川溪畔林再生試験地」（森林技術・支援センター）

- ◎ 相続土地国庫帰属制度について 保 全 課 ・ ・ 1
- ◎ 緑の守り手認定事業者（プラチナ認定）への表彰式について
森林整備課・治 山 課 ・ ・ 3
- ◎ 小笠原諸島から ～林野庁長官・関東森林管理局長視察～
小笠原諸島森林生態系保全センター ・ ・ 5
- ◎ 森づくり最前線 群馬森林管理署 水沼森林事務所
地域統括森林官 石栗 英人 ・ ・ 7

相続土地国庫帰属制度について

相続土地国庫帰属制度の詳細は法務省のホームページをご覧ください。

また、お問い合わせはお近くの法務局へお願いします。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00454.html



1. 「相続土地国庫帰属制度」とは

相続土地国庫帰属制度は、相続等により土地を取得した者が、その土地を手放して国に帰属させることを可能とする制度として令和5年4月27日から始まりました。

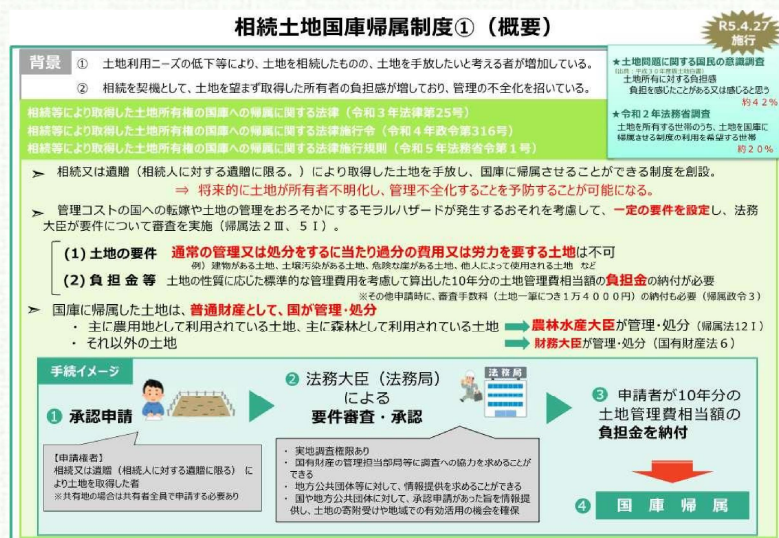
この制度は、相続を契機に土地を取得した所有者の負担感の軽減、管理の不全化や所有者不明土地の発生を抑える観点から導入されたものです。

申請は、申請する土地が所在する各地の法務局本局で受け付けることとなりますが、受け入れる国に過度な負担となるものについては国へ帰属（引き受け）させることができません。具体的には、その土地に建物が存在する場合、有害物質で汚染されている場合、境界が明らかではない場合、担保権・使用収益権が設定されている場合などは、申請をしても却下されます。

また、申請が受理された土地でも、崖(30度以上・5m以上)である場合、土砂災害等を防止す

るための工事が必要な場合、隣接土地所有者と争訟が必要な場合、など帰属後の土地を管理又は処分をするに当たり過大な費用又は労力を要する場合は、国庫への帰属は不承認とされます。

これらの条件をクリアした申請は、国庫への帰属が承認され、申請者が負担金を納付すると、その時点で土地の所有権が国に移転し、国において所有権移転登記を行った上で、国がその土地を管理していくことになります。



2. 森林管理局・署による審査協力

審査業務は法務局が実施しますが、法務局が書面上で森林と判断した土地について、森林管理局・署の職員が実地調査に同行し、要件の確認など審査への協力を行っています。具体的には、申請のあった土地がそもそも森林であるか否か、人工林・天然林・竹林・伐採跡地の別を判断し、市町村森林整備計画に適合しない森林（間伐の実施が確認できない人工林（＝手入不足の人工林）、標準伐期齢未満の天然林（＝若齢な天然林）、伐採跡地）などは原則として不承認の意見をしていくことになります。



3. 関東森林管理局管内の申請状況

関東森林管理局管内(関東地方1都6県+福島・新潟・山梨・静岡の4県)の宅地や農地を含めた申請件数は1,229件、このうち森林として申請されたものは186件となっています。これらは順次、実地調査が実施され、これまでに153件の申請地において審査協力を行い、53件が国庫へ帰属されています。(令和7年6月30日現在)

帰属となった土地の状況



(左から順に、栃木県内、福島県内、静岡県内の国庫帰属森林の状況)

帰属とならなかった土地の状況



竹が侵入した土地



道路が含まれる土地



木が生育していない土地※

※条件によっては森林以外の土地として帰属できる場合があります

4. 今後の管理

国庫に帰属した森林については、不法投棄や土地の無断使用の有無を確認するため年1回以上の巡視を行うなどして、土地(森林)の管理を行いつつ、必要に応じて土地の売払いや貸付けなどの対応をすることになります。



残念ですが

このような森林は帰属できません～

1. 伐採跡地(木を伐った後)
2. 竹が侵入している
3. 境界がはっきりしていない
4. 隣接地に危険を及ぼす木竹がある
5. 公道や水路が含まれている

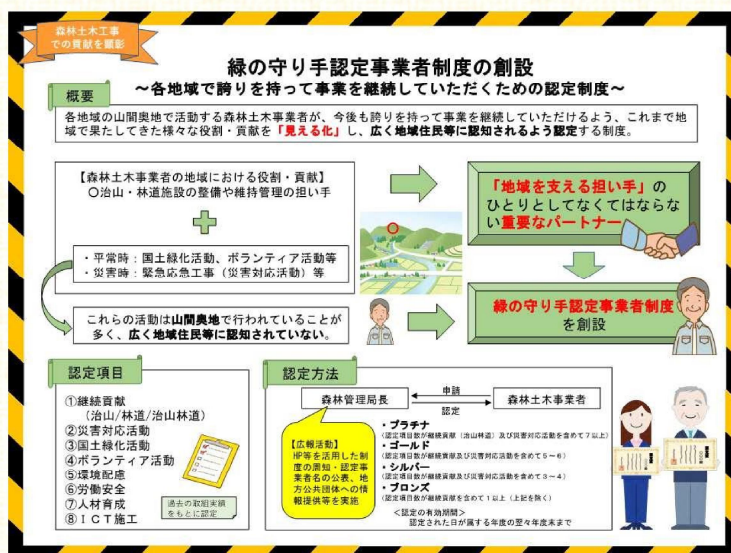
緑の守り手認定事業者（プラチナ認定）への表彰式について

森林整備課・治山課

各地域の山林の現場で活動する森林土木工事の事業者（以下、「森林土木事業者」という）については、単に治山・林道施設の整備や維持管理の担い手であるだけでなく、平常時における地域のボランティア活動や、災害発生時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担うなど、地域を支える担い手の一人としてなくてはならない重要なパートナーでもあります。

その一方で、活動する現場の多くが山間奥地であるため、その活動内容については地域住民等に広く認知されているとはいいがたい部分もあります。

このため、林野庁では、このような森林土木事業者を「緑の守り手認定事業者」として認定することにより、各地域の山間奥地で活動する森林土木事業者が、今後も誇りを持って事業を継続していただけるよう、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献を「見える化」し、地域における認知度の向上を図ることを目的として、令和6年度より「緑の守り手認定事業者制度」を開始しました。



本制度は8つの認定項目を設定しており、認定された項目数によって「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」の4ランクの認定グレードに認定し、認定された森林土木事業者へ認定証を授与するとともに、最上位の「プラチナ」認定を受けた森林土木事業者には表彰状を授与することとしています。

※認定項目は以下のとおり

- ① 継続貢献（森林土木工事の継続的受注）
- ② 災害対応活動（災害協定等に基づく活動）
- ③ 国土緑化活動（法人としての緑化活動、分収林契約の実績等）
- ④ ボランティア活動（国有林等におけるクリーン作戦等の実績）
- ⑤ 環境配慮（自然公園地域や保護林等における施工実績、ISO9001、ISO14001の取得）
- ⑥ 労働安全（施工現場等における労働災害の有無）
- ⑦ 人材育成（職員の資格取得に対する支援や、インターンシップの受け入れ等）
- ⑧ ICT施工（ICT施工技術を活用した施工実績等）

今回、関東森林管理局管内で本制度に申請のあった 52 社のうち、最上位のプラチナ認定を受けた 15 社の代表者の方々に對して、6 月 16 日に関東森林管理局にて、7 月 11 日に東京事務所にて表彰状の授与式を開催し、松村局長および森山事務所長より認定事業体各社へ表彰状を授与し、記念撮影を行いました。



松村局長より表彰状を授与

今回表彰状を授与された 15 社の森林土木事業者の皆様に対し、改めて地域への貢献に感謝の意を伝えるとともに、プラチナ認定に対するお祝いを申し上げます。

今後も本制度が森林土木事業者の活動に対する地域への認知度向上の一助となることを願っております。



関東森林管理局での表彰状授与式の様子



東京事務所での表彰状授与後の記念撮影

プラチナ認定事業者一覧

※五十音順

会社名	代表者		活動エリア
	役職	氏名	
天野工業 株式会社	代表取締役	中田 洋二	山梨県内
池原工業 株式会社	代表取締役	池原 純	群馬県内
株式会社 木村組	代表取締役	西條 誠之	静岡県内
相良建設 株式会社	代表取締役	相良 栄直	栃木県内
株式会社 白鳥建設	代表取締役	白鳥 誠	静岡県内
株式会社 鈴木組	代表取締役	杉浦 要一	静岡県内
株式会社 巴山組	代表取締役社長	猪俣 一成	新潟県内
中沢工業 株式会社	代表取締役	中沢 圭太	山梨県内
株式会社 中村組	取締役社長	中村 嘉宏	静岡県内
那須土木 株式会社	代表取締役社長	玉木 勇介	栃木県内
沼田土建 株式会社	取締役社長	青柳 剛	群馬県内
堀江工業 株式会社	代表取締役社長	長谷川 浩一	福島県内
株式会社 三友組	代表取締役	三友 玲央	新潟県内
株式会社 武藤組	代表取締役	武藤 恭平	群馬県内
株式会社 龍崎工務店	代表取締役	龍崎 眞一	茨城県内

小笠原諸島から

～林野庁長官・関東森林管理局長視察～

小笠原諸島森林生態系保全センター

小笠原諸島は過去に一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島であり、他ではみられない独自の進化を遂げた貴重な固有種が生育・生息しています。しかしながら、これまでの人間による社会活動によって外来種が至る所に生育・生息し、存続が危ぶまれている固有種もあることから、センターでは、環境省や東京都、小笠原村等と連携しながら、小笠原諸島固有の森林生態系を保護・回復させるため、外来植物駆除等の取組を行っています。

この小笠原諸島での外来種対策について、6月26日から29日にかけて、青山前林野庁長官をはじめ本庁関係者および松村関東森林管理局長に現地を視察いただきました。出発時には台風2号の接近でおがさわら丸の出港が心配されましたが、無事に来島いただきました。小笠原村の渋谷村長のお話では、歴代の長官で視察のために小笠原諸島を訪れるのは初めてではないかとのことでした。

初日は、東平アカガシラカラスバトサンクチュアリーにおいて、グリーンサポートスタッフ（GSS）等から、設立の経緯、ハトの生息環境を確保するための保全活動、固有種、外来植物の駆除方法等について説明を受けました。前長官、局長をはじめ視察いただいた方々にはアカガシラカラスバトを見てほしかったのですが、叶いませんでした。



GSSによる固有種の説明（東平）



滝之浦での外来種駆除（兄島）

2日目は、船で移動し、南島において実施された植生回復事業の復旧状況や保護と観光利用を両立した保全対策のほか、兄島では滝之浦での外来植物の「シチヘンゲ」の駆除状況を視察いただきました。その後、父島の洲崎の「村民の森」において、「民間団体との協定による森づくり」に取り組んでいる小笠原グリーン(株)の横山氏から、地域住民参加型の外来種駆除の森づくりの取組について説明がありました。また、林野庁補助事業の試験地において、日本森林技術協会の村尾氏から、これまで実施してきた対策等について説明がありました。



協定による森づくり（村民の森）

最終日は、ガイドツアーで観光客が体験できる外来植物駆除の現場も視察いただきました。この4日間を通して、小笠原諸島における様々な形で外来種対策を、つぶさに見ていただくことが出来ました。

出港時には青山前長官から職員に対し、外来種対策の重要性を認識できたこと、職員が地域の方々と協調しながら日々業務にあたっている姿を垣間見られたこと、今回の視察に係る現地での対応について、感謝の言葉をいただきました。

長官視察対応は初めてのことであり4日間手探りで対応でしたが、前長官、局長および本庁関係者の方々が出港時に笑顔であったことが何よりでした。今後も気持ちを新たに外来植物駆除に取り組んでまいります。



出港時（おがさわら丸）

今月の表紙

「大北川溪畔林再生試験地」（森林技術・支援センター）

大北川溪畔林は、茨城県高萩市の北西部に位置し、阿武隈山地から流下する大北川の上流部にあります。大北川は1994年に行われた環境庁による自然環境保全基礎調査の自然性の高い河川部門において全国12位になったこともある清流です。

溪畔林は河川の水質維持、水温上昇の抑制、落葉・落下昆虫など河川生態系の環境形成に大きく寄与しています。

この試験地では、溪畔域にあるスギ人工林において、一般への普及を念頭に通常の施業を通じて溪畔林の再生を図り、どのように広葉樹の侵入・再生が進んでいくかを調べています。



対照林分



植生調査



稚樹の樹高測定



シードトラップ

森づくり最前線

群馬森林管理署 水沼森林事務所 地域統括森林官 石栗 英人

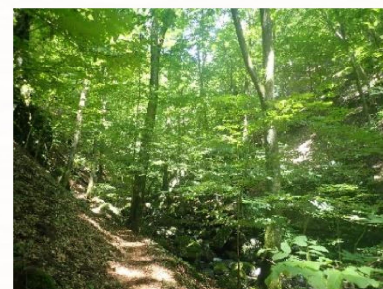


全国的にも珍しい駅構内に温泉がある「わたらせ渓谷鉄道水沼駅」、お湯は国有林野内の源泉から！

老齢木が多く、学術上、又、遺伝資源の確保上、貴重な森林であり、「根本沢シオジ林木遺伝資源希少個体群保護林」に指定されています。

水沼・桐生森林事務所は、群馬県桐生市とみどり市の国有林野、約7千haを管轄しています。管内北西部には百名山で有名な赤城山の稜線が伸び、中央部には渡良瀬川や桐生川が流れ、新緑の森林や紅葉の渓谷など、四季を通じて多くの皆さんに親しまれています。

桐生川の最上流地帯の峡谷には、シオジの群落を見ることができます。胸高直径100cmを超える



新緑の根本沢シオジ保護林

管内の約6割を占める人工林では、近年、ニホンジカによる被害が深刻化しています。このため、新たに植付する際には、防護柵（金網やネットで植付エリアを囲む）や単木保護資材（植栽木を一本一本を資材で覆う）を設置し、忌避剤を散布するなど対策を講じています。



森林事務所職員による
シカ防護柵の点検・補修作業

防護柵は、管内で約40カ所、総延長約37kmにもおよび、風倒木や土砂崩れによる部分的な倒壊がないか巡視するなど、維持管理も森林事務所の重要な業務となっています。また、クマによる成木の樹皮剥ぎ被害も拡大しており、間伐後の林分を中心に、剥皮防止用テープを幹に巻くなど対策を行っています。



玉ねぎネットによるシカ被害対策

これらの獣害対策は、初期費用や維持管理に要するコストが大きいことから、群馬森林管理署では、玉ねぎ包装用ポリネットなど身近な材料を活用して単木保護資材の低コスト化に取り組んできました。今年度、当事務所管内において、この「玉ねぎネット単木保護資材」を請負事業で施工（約4ha）しました。風衝地での設置方法や降雪期の耐久性などの課題に対し、現地で創意工夫を重ねながら改良を進めているところです。



職場体験で訪れた高校生にコンパス測量の方法を説明する筆者

今後とも、地域林業の様々な問題解決に向けて、民有林野関係者（群馬県や市町村、森林組合等）とも連携を深めながら取り組んで参ります。また、地域住民に寄り添い国有林野事業の理解促進に努めて参ります。